

令和3年度介護報酬改定等に関する説明資料（居宅介護支援）

令和3年3月15日

藤岡市介護高齢課介護保険係

目次

1.	基本報酬について	1
2.	感染症や災害への対応力強化	2
3.	地域包括ケアシステムの推進	3
4.	自立支援・重度化防止の取組の推進	5
5.	介護人材の確保・介護現場の革新	6
6.	制度の安定性・持続可能性の確保	7
7.	その他	7

参考資料

1. 令和3年度介護報酬改定の主な事項
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000727135.pdf>)
2. 介護報酬の算定構造（P17）
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000728262.pdf>)
3. 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(P88～P95、P485～P487)
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000721324.pdf>)
4. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（P22～P26）
(<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2021/0126090431479/ksvol.916.pdf>)
5. 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
(<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000197701.pdf>)

※ページは PDF を開いた時のページ番号です。

1. 基本報酬について

・居宅介護支援費について（参考資料1 P18、参考資料3 P89～P91）

これまでの居宅介護支援費については、取り扱い件数に応じて、居宅介護支援費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）をそれぞれ算定することとされていましたが、居宅介護支援費（Ⅲ）は廃止され、情報通信機器（ICT）の活用の有無または事務職員の配置の有無により、居宅介護支援費（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）を算定することとなります。（取り扱い件数による逓減制は継続）

居宅介護支援費（Ⅰ） ICTの活用をせず、事務職員の配置を行っていない場合

要介護度区分	件数	改正後	改正前 <small>（今までの居宅介護支援費Ⅰ～Ⅲ）</small>
要介護1・2 （a）	1～39件目（i）	1,076単位	1,057単位
	40～59件目（ii）	539単位	529単位
	60件目以降（iii）	323単位	317単位
要介護3～5 （b）	1～39件目（i）	1,398単位	1,373単位
	40～59件目（ii）	698単位	686単位
	60件目以降（iii）	418単位	411単位

居宅介護支援費（Ⅱ） ICTの活用をする場合または事務職員の配置を行っている場合

要介護度区分	件数	改正後
要介護1・2 （a）	1～44件目（i）	1,076単位
	45～59件目（ii）	522単位
	60件目以降（iii）	313単位
要介護3～5 （b）	1～44件目（i）	1,398単位
	45～59件目（ii）	677単位
	60件目以降（iii）	406単位

※令和3年4月～令和3年9月までの間は、基本報酬の単位数に0.1%を上乗せして算定します。

また、看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定が可能となります。

2. 感染症や災害への対応力強化

・業務継続計画の策定等（参考資料1 P3～P4）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられます。

※3年間の経過措置あり

（基準省令第19条の2）

指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

・感染症の予防及びまん延の防止のための措置（参考資料1 P3～P4）

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられます。

※3年間の経過措置あり

（基準省令第21条の2）

指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- （3）事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

3. 地域包括ケアシステムの推進

- ・特定事業所加算について（参考資料1 P18、参考資料3 P92、P485～P487）

加算種別	改正後	改正前
特定事業所加算（Ⅰ）	505単位	500単位
特定事業所加算（Ⅱ）	407単位	400単位
特定事業所加算（Ⅲ）	309単位	300単位

- 厚生労働大臣が定める基準 84 イ 特定事業所加算（Ⅰ）の（10）について、ICTの活用をする場合または事務職員の配置を行っている場合は、利用者数が介護支援専門員1人当たり45名未満であることとなります。
- 厚生労働大臣が定める基準 84 イ 特定事業所加算（Ⅰ）の（13）について、「必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること」が追加されます。（特定事業所加算（Ⅱ）（Ⅲ）についても、基準を満たしている必要があります）
- 特定事業所加算（Ⅳ）は、特定事業所医療介護連携加算に名前が変わります。
- 特定事業所加算（A）の新設（100単位）
 - （1）厚生労働大臣が定める基準 84 イ 特定事業所加算（Ⅰ）の（3）、（4）及び（6）～（13）までの基準に適合すること。ただし、イ（4）、（6）、（11）及び（12）の基準は他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えないものとする。
 - （2）厚生労働大臣が定める基準 84 ロ 特定事業所加算（Ⅱ）の（2）の基準に適合すること。
 - （3）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を一名以上配置していること。
 - （4）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法で一名以上配置していること。

小規模事業所が事業所間連携により質の高いケアマネジメントを実現していくよう、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を評価します。

※新しい加算を算定するにあたり、体制届の提出が必要となる場合があります。令和3年4月1日から新設される加算を取得される場合の体制届の提出期限については、従来の提出期限（加算算定の前月15日）から延長する予定です。現時点で情報が未確定なため、詳細がわかりましたら再度周知いたします。

3. 地域包括ケアシステムの推進

- ・通院時情報連携加算について（新設）（参考資料1 P19、参考資料3 P94）

利用者が病院又は診療所で医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の情報や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数（50単位）を加算することが可能となります。

- ・（看護）小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止（参考資料3 P93～P94）

小規模多機能型居宅介護事業所連携加算、看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算については、廃止されます。

- ・利用者に対する説明と介護サービス情報公表制度における公表（参考資料4 P23）

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対して、下記について説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表する必要があります。

- 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

4. 自立支援・重度化防止の取組の推進

・CHASE、VISIT（LIFE）情報の収集・活用（参考資料1 P29）

CHASEとは…【C a r e】【H e a l t h】【S t a t u s】【E v e n t s】の頭文字を組み合わせた言葉で、介護サービス、利用者の状態、利用者の情報を集めて蓄積し、データベース化した厚生労働省のシステムの事です。

VISITとは…リハビリテーションに関する情報を収集しているデータベースの事です。
各利用者のデータ及びフィードバック情報のケアマネジメントへの活用を推奨します。

※令和3年4月1日より、これらのシステムの一体的な運営が開始され、名称が「L I F E」となる予定です。なお、L I F Eを令和3年4月から利用を開始する場合は、令和3年3月25日までに利用申請を行う必要があるため、ご注意ください。

○L I F Eの利用申請URL

<https://chase.mhlw.go.jp>（令和3年3月まで）

<https://life.mhlw.go.jp>（令和3年4月以降）

現時点では、L I F Eの利用の有無について、居宅介護支援の加算の算定要件ではありませんが、積極的なご活用をお願いいたします。

5. 介護人材の確保・介護現場の革新

・人員配置基準の見直し（参考資料1 P37）

- 「常勤」及び「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児及び介護の短時間勤務制度を利用する場合、週30時間以上の勤務で「常勤（1）」として扱うことが可能となります。
- 常勤職員が、産前産後休暇や育児・介護休業等を取得した際に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準・報酬算定基準を満たすこととなります。

・ハラスメント対策の強化（参考資料1 P37）

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとします。

（基準省令第19条第4項）

指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

・文書負担軽減や手続きの効率化による業務負担軽減（参考資料1 P43）

- 運営基準や加算の要件等において実施が認められる各種会議等について、医療・介護関係者のみで実施するものについて、テレビ電話等を活用しての実施が可能となります。利用者等が参加するものについては、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認めます。
- 書面で説明・同意を行うものについて、電磁的記録による対応を認めます。
- 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除します。
※新様式については、後日藤岡市ホームページにて掲載予定です。
- 運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、「〇〇人以上」と記載することが可能であること、運営規程における「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、変更の届出は年1回で足りることとなります。
- 介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を原則認め、範囲を明確化します。また、記録の保存期間についても、範囲を明確化します。
- 運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で据え置くこと等が可能となります。

6. 制度の安定性・持続可能性の確保

・生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランについて（参考資料1 P49）

区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入します。

（効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保のため、令和3年10月から施行予定）

・サービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて（参考資料1 P50）

区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入します。

場合によっては、家賃の確認や利用者のケアプランの確認も行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援につながっているかなどのケアの質の確保の観点も考慮しながら、指導の徹底を図ります。

（効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保のため、令和3年10月から施行予定）

7. その他

・高齢者虐待防止の推進（参考資料1 P52）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられます。 ※3年間の経過措置あり

（基準省令第27条の2）

指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- （2）当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3）当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※運営規程にも虐待防止に係る取り組みについての記載が必要となります。